

雇児発0329第8号
平成24年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童自立生活援助事業の実施について」等の一部改正について

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号）が平成24年4月1日から施行されることに伴い、下記に掲げる通知について別添新旧対照表のとおりその一部を改正し、同日から適用することとしたので通知する。

記

- (1) 平成10年4月22日雇児発第344号厚生省児童家庭局長通知「児童自立生活援助事業の実施について」
- (2) 平成12年5月1日雇児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」
- (3) 平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」
- (4) 平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」
- (5) 平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」
- (6) 平成20年6月12日雇児発第0612014号の6厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」
- (7) 平成23年6月17日雇児発0617第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて」

(別紙) 「児童自立生活援助事業の実施について」の一部改正 新旧対照表

新(案)	旧
<p style="text-align: right;">児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日</p> <p>【一部改正】平成16年4月28日雇児発第0428004号 【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403012号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331013号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第7号 【一部改正】平成23年7月19日雇児発0719第1号 【一部改正】平成23年9月 1日雇児発0901第7号 【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日</p> <p>【一部改正】平成16年4月28日雇児発第0428004号 【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403012号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331013号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第7号 【一部改正】平成23年7月19日雇児発0719第1号 【一部改正】平成23年9月 1日雇児発0901第7号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業 <u>(自立援助ホーム)</u> 実施要綱</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 職員 (1) 及び (2) (略) (3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。 ① <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u> (昭和23年厚生省令第63号) 第43条に定める児童指導員の資格を有する者 ②～④ (略) ⑤ <u>法第34条の20</u> 第1項各号の規定に該当しない者</p> <p>第8～第12 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 職員 (1) 及び (2) (略) (3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。 ① <u>児童福祉施設最低基準</u> (昭和23年厚生省令第63号) 第43条に定める児童指導員の資格を有する者 ②～④ (略) ⑤ <u>法第34条の19</u> 第1項各号の規定に該当しない者</p> <p>第8～第12 (略)</p>

(別紙)「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 8 9 号 平成 1 2 年 5 月 1 日</p> <p>[一部改正] 平成 1 3 年 3 月 3 0 日 雇 児 発 第 1 9 1 号 [一部改正] 平成 1 7 年 3 月 3 1 日 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 [一部改正] 平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 0 3 号 [一部改正] 平成 2 0 年 6 月 2 7 日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 0 4 号 [一部改正] 平成 2 3 年 3 月 3 0 日 雇 児 発 0 3 3 0 第 3 号 [一部改正] 平成 2 4 年 3 月 2 9 日 雇 児 発 0 3 2 9 第 8 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設の設置運営について</p> <p>児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成 1 2 年 1 0 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 8 9 号 平成 1 2 年 5 月 1 日</p> <p>[一部改正] 平成 1 3 年 3 月 3 0 日 雇 児 発 第 1 9 1 号 [一部改正] 平成 1 7 年 3 月 3 1 日 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 [一部改正] 平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 0 3 号 [一部改正] 平成 2 0 年 6 月 2 7 日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 0 4 号 [一部改正] 平成 2 3 年 3 月 3 0 日 雇 児 発 0 3 3 0 第 3 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設の設置運営について</p> <p>児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成 1 2 年 1 0 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

1. ～ 8. (略)

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

(1) 本体施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

別添様式1及び様式2 (略)

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

1. ～ 8. (略)

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

(1) 本体施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 同一施設において、地域小規模児童養護施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。

(3) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

別添様式1及び様式2 (略)

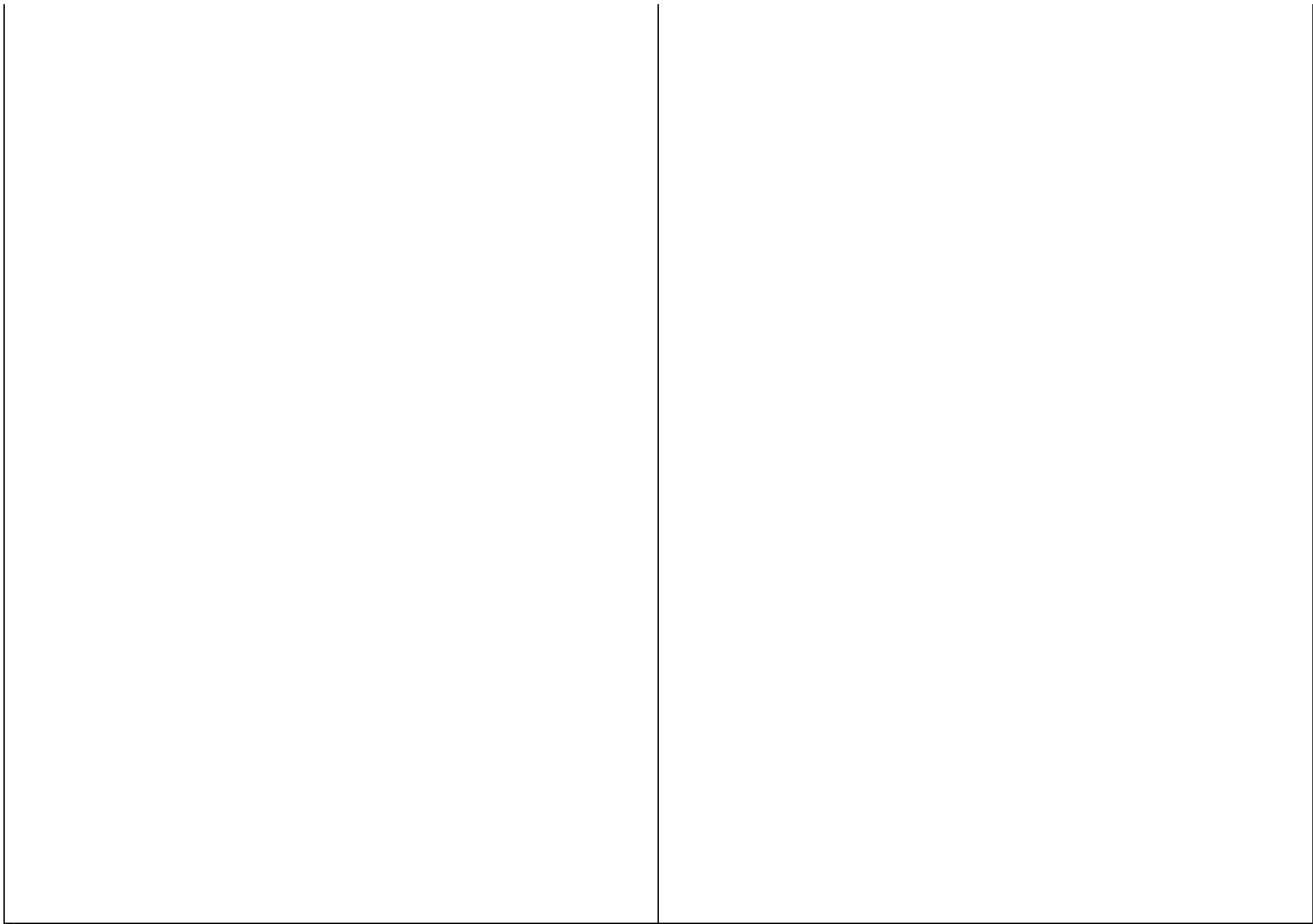
(別紙)「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第509号 平成13年8月2日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成17年4月20日雇児発第0420001号 [一部改正]平成24年3月29日雇児発0329第8号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について</p> <p>夫等からの暴力により保護を必要とする母子については、これまでも母子生活支援施設において保護が行われているところであるが、近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすおそれが高まってきている。</p> <p>このため、母子生活支援施設の夜間警備体制を強化することとし、次のとおり実施方法を定め、平成13年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等への事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第509号 平成13年8月2日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成17年4月20日雇児発第0420001号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について</p> <p>夫等からの暴力により保護を必要とする母子については、これまでも母子生活支援施設において保護が行われているところであるが、近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすおそれが高まってきている。</p> <p>このため、母子生活支援施設の夜間警備体制を強化することとし、次のとおり実施方法を定め、平成13年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等への事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において<u>児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>

Vertical line on the left side of the page.

Vertical line in the center of the page.

Vertical line on the right side of the page.



(別紙)「小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の設置運営について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0701004号 平成15年7月1日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成17年4月20日雇児発第0420001号 [一部改正]平成24年3月29日雇児発0329第8号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の設置運営について</p> <p>母子生活支援施設に入所している母子の保護については離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により早期に自立が見込まれる者もいる。早期に自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などに小規模分園型(サテライト型)施設を設置し、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行うために、別添のとおり「小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設設置運営要綱」を定め、平成15年8月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0701004号 平成15年7月1日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成17年4月20日雇児発第0420001号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の設置運営について</p> <p>母子生活支援施設に入所している母子の保護については離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により早期に自立が見込まれる者もいる。早期に自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などに小規模分園型(サテライト型)施設を設置し、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行うために、別添のとおり「小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設設置運営要綱」を定め、平成15年8月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>

(別添)

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設設置運営要綱

1～4 (略)

5 設備等

(1) 及び (2) (略)

(3) 入所している母子の世帯ごとに居室を設け、その床面積は、1人当たり 4. 9 5 m²以上とすること。ただし、平成22年度以前から指定を受けているもの にあつては、なお従前の例による。

(4) (略)

6 職員

(1) 本体施設の職員との勤務体制等の調整を図り、母子支援員を1名責任者として配置すること。

(2) (略)

7及び8 (略)

9 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 及び (3) (略)

別紙様式1 (略)

(別添)

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設設置運営要綱

1～4 (略)

5 設備等

(1) 及び (2) (略)

(3) 入所している母子の世帯ごとに居室を設け、その床面積は、1人当たり 3. 3 m²以上とすること。

(4) (略)

6 職員

(1) 本体施設の職員との勤務体制等の調整を図り、母子指導員を1名責任者として配置すること。

(2) (略)

7及び8 (略)

9 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 及び (3) (略)

別紙様式1 (略)

別紙様式 2

番
平成 年 月 号
日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実施
状況について

標記について、平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用
均等・児童家庭局長通知の別添の9に基づき報告する。

1. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定状況

所管母子生活支援施設	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書
.....別紙

別紙様式 2

番
平成 年 月 号
日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実施
状況について

標記について、平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用
均等・児童家庭局長通知の別添の9に基づき報告する。

1. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書
.....別紙

別紙

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書

平成 年 月 日
都道府県（指定都市・中核市）名

施設名								所在地	〒	
設置主体								経営主体		
入所世帯数（年度当初）					職員数（年度当初）					
定員人 （暫定定員人）	現員人	定員人	現員人	直接処遇職員人	直接処遇職員人					
小規模分園型施設の母子世帯在所状況（各月1日現在）										
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
在所世帯数										
月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均			
在所世帯数										
対象母子世帯の状況	対象世帯数 人（実人数） 内訳（年齢・性別・現在の状況・その他）									
担当者の状況	（責任者） （ 歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 支援員経験年数 年								
	（ 歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 支援員経験年数 年								
	（ 歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 支援員経験年数 年								
	（ 歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 支援員経験年数 年								
備考										

（記入上の注意）

- 支援員経験年数には、本体施設における母子支援員の勤続年数（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条に規定する母子指導員であった年数を含む。）を記入すること。（年度末現在）
- 備考欄には、本事業を実施したことによる処遇上の効果等、施設長（若しくは担当者）の所見等を記すこと。

別紙

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書

平成 年 月 日
都道府県（指定都市・中核市）名

施設名								所在地	〒	
設置主体								経営主体		
入所世帯数（年度当初）					職員数（年度当初）					
定員人 （暫定定員人）	現員人	定員人	現員人	直接処遇職員人	直接処遇職員人					
小規模分園型施設の母子世帯在所状況（各月1日現在）										
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
在所世帯数										
月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均			
在所世帯数										
対象母子世帯の状況	対象世帯数 人（実人数） 内訳（年齢・性別・現在の状況・その他）									
担当者の状況	（責任者） （ 歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 指導員経験年数 年								
	（ 歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 指導員経験年数 年								
	（ 歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 指導員経験年数 年								
	（ 歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（ ） 常勤・非常勤／専任・兼任 指導員経験年数 年								
備考										

（記入上の注意）

- 指導員経験年数には、本体施設における母子指導員の勤続年数を記入すること。（年度末現在）
- 備考欄には、本事業を実施したことによる処遇上の効果等、施設長（若しくは担当者）の所見等を記すこと。

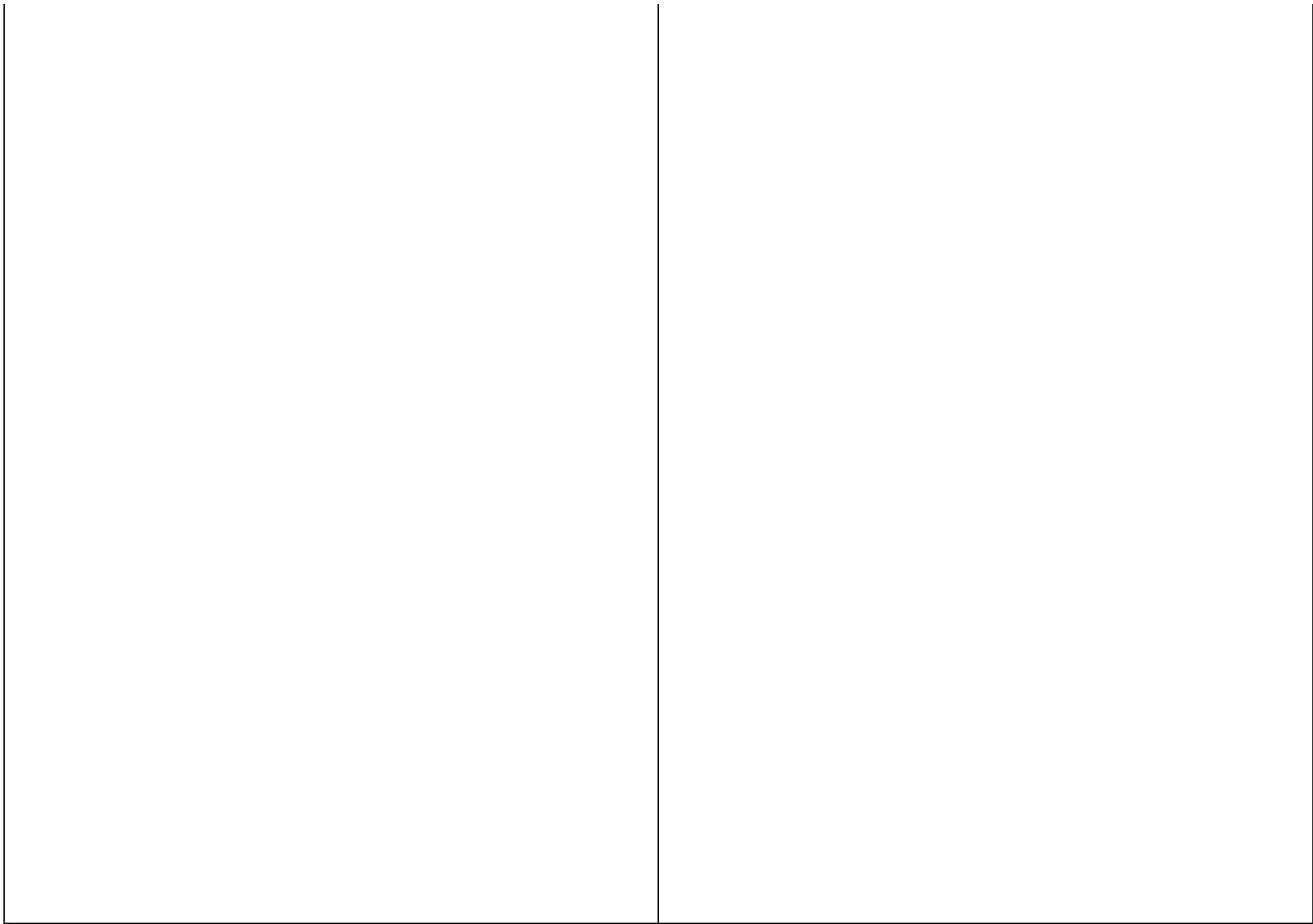
(別紙)「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第1022003号 平成15年10月22日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成17年4月20日雇児発第0420003号 [一部改正]平成24年3月29日雇児発0329第8号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について</p> <p>母子生活支援施設の有する保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することについて、次のとおり定め、平成15年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>4 対象児童 (1) (略) (2) 法第23条に規定する配偶者のない女子及びこれに準ずる事情にある女子並びに配偶者のない男子（以下「母子家庭の母等」という。）の児童を優先し、児童の処遇に支障がない範囲で、母子家庭の母等以外の児童を受け入れて差し支えない。</p> <p>5 及び 6 (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第1022003号 平成15年10月22日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成17年4月20日雇児発第0420003号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について</p> <p>母子生活支援施設の有する保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することについて、次のとおり定め、平成15年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において<u>児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>4 対象児童 (1) (略) (2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条に規定する配偶者のない女子及びこれに準ずる事情にある女子並びに配偶者のない男子（以下「母子家庭の母等」という。）の児童を優先し、児童の処遇に支障がない範囲で、母子家庭の母等以外の児童を受け入れて差し支えない。</u></p> <p>5 及び 6 (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>

Vertical line on the left side of the page.

Vertical line in the center of the page.

Vertical line on the right side of the page.



別紙 「年長児童に対する処遇体制の強化について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の6 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正]平成21年6月29日 雇児発第0629001号の8 平成24年3月29日 雇児発0329第8号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">年長児童に対する処遇体制の強化について</p> <p>標記については、平成10年6月25日雇児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年4月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p> <p>なお、平成10年6月25日雇児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 実施施設</p> <p>(1) 指導員を配置する施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の6 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正]平成21年6月29日雇児発第0629001号の8</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">年長児童に対する処遇体制の強化について</p> <p>標記については、平成10年6月25日雇児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年4月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p> <p>なお、平成10年6月25日雇児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 実施施設</p> <p>(1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p>

(別紙)「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発0617第16号 平成23年6月17日</p> <p style="text-align: center;"><u>〔一部改正〕平成24年3月29日雇児発0329第8号</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)については、本日付厚生労働省発雇児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特に保護が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)の民生主管部(局)長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設の指定状況について、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長あて報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u></p> <p>(2) 及び(3)(略)</p> <p>(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に母子支援員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(5)(略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>	<p style="text-align: right;">雇児発0617第16号 平成23年6月17日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)については、本日付厚生労働省発雇児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特に保護が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部(局)長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設の指定状況について、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長あて報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において<u>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u></p> <p>(2) 及び(3)(略)</p> <p>(4) 母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(5)(略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>

Vertical line on the left side of the page.

Vertical line in the center of the page.

Vertical line on the right side of the page.

